原判決を左のとおり変更する。

第一審被告AAは第一審原告BBに対し金三十七万五千円及び これに対する昭和二十八年三月二十九日以降完済に至るまで年五分の割合による金 員を支払うべし。

第一審原告BBの第一審被告AAに対するその余の請求を棄却する。 二)第一審被告CCは、第一審原告BBに対し金一万五千円、第 審原告DDに対し金一万円並びに右各金額に対する昭和二十八年三月二十九日以降 各完済に至るまで年五分の割合による金員を支払うべし。

第一審原告BB及び第一審原告DDの第一審被告CCに対するその余の 各請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審を通じ、第一審原告BBと第一審被告AA との間に生じた部分については全部第一審被告AAの負担とし、第一審原告両名と 第一審被告 C C との間に生じた部分については、これを三分し、その二を第一審原告両名の負担とし、その一を第一審被告 C C の負担とする。

三、この判決は第一審原告等勝訴の部分に限り、第一審被告 A A に対

し第一審原告BBにおいて金十万円の担保を供することを条件として、また第一審被告CCに対しては担保を供しないで、それぞれ仮に執行することができる。 実

る金員を支払うべし。訴訟費用は第一、二審共、第一審被告CCの負担とする」と の判決並びに仮執行の宣言を、第二、二一二号事件につき、控訴棄却の判決を求 一八号事件につき、控訴棄却の判決を、第二、二一二号事件につき、「原判決中第一審被告CCの敗訴の部分を取消す。この部分に関する第一審原告両名の請求を棄 却する。訴訟費用は第一、二審共第一審原告両名の負担とする。」との判決を求め た。

当事者双方の事実上の陳述は、

第一審原告両名訴訟代理人において「一、(第一審原告BBと第一審被告CCと の関係において)、(1)第一審原告BBは第一審被告CCに対し昭和二十七年十 一月中旬頃、BBの実兄EE名義で本件土地建物を買受けるについて、実質上の買 主たる右BBを代理して、売主及び仲介業者との交渉並びに目的物件の登記簿の調

査その他売買契約締結に必要な一切の行為を、包括的に委任したものである。 かようにBBが本件売買契約締結を含む一切の行為を前記CCに委任した所以の ものは、本件物件が相当高額の不動産であるばかりでなく、BBは始めての上京後 日なお浅く、事情に疎い年少の婦女である上、夫は生活慣習を異にする米国人であ り、一方隣人たるCCは年配者であると共にかねて土地の有力者で、しかも不動産 の取扱いについては経験が深いと称していたので、BBは全幅的に同人を信頼した ことによるものである。かようね事情の下に土地建物の買受に関し一切の行為を委 託されたものは、当然(イ)土地建物について個別的に登記簿を自ら調査するか或 は登記簿謄本を徴し、または名義者本人について目的物件の権利関係をたしかめ、 (口) 売主の代理人との間に取引をなすにはその代理権限の有無を調査し、少くと も当該権利証、委任状、印鑑証明書等の提示を求め、(ハ)代金の内金引越料等の 支払についても、契約条項ないし取引の慣行に従つて明渡または権利証等所有権移転登記に必要な書類と引換になす等委任者たる買主に不測の損害を蒙らしめないよう、周到な注意を払うべ義義務がある。しかるに第一審被告CCは、これら受任者 としての注意義務を怠り、漫然相手方代理人であると称するFFの言を軽信し、自 ら第一審原告BBの代理人として本件売買契約を締結し、BBをして従前主張の経 過の如く合計金三十七万五千円の出捐をなさしめたのであるか、結局売買契約は履 行不能に帰し、ために同第一審原告はこれに相当する損害を蒙つたのであるから、 これが賠償の責がある。(2)仮りに前示の如き包括的な委任がなかつたとして

も、本件売買契約に関し第一審原告BBは、第一審被告CCに対し(イ)昭和二十七年十一月中旬頃本件土地建物が真実売主所有であるかどうかについての調査、(ロ)同年十一月十八日契約締結の際CCの申出により買主BBの代理人とした。約を締結すること、(ハ)更に同年同月二十八日、訴外FFに代金内金二十二万円を土地権利証と引換に支払うべきことを依頼し、少くともこれら個別的事項にでは、当事者間に委任ないし準委任の関係があつたものであるところ、右委託の趣旨に副う注意義務を怠り叙上損害を惹起せしめたのであるから、同様賠償の本に副う注意義務を怠り叙上損害を惹起せしめたのであるから、同様賠償の本に副う注意務を怠り叙上損害を活出での関係の有無にかかわらず、いず事と関係の下にあつては、第一審被告CCにおいて同時に不法行為上の責任ないずれる、第一下に基づく事務管理者としての管理義務の違背を免れず、本にといても、前示損害を賠償する義務がある。二と述べ、これに対していて、当事を開催を開始して、第一審被告及の関係において)。当審における第一審被告AAの主張事実中第一審原告Bの主張に反する部分はすべて否認する。」と述べ、

第一審被告AA訴訟代理人において「(一)第一審被告AAは昭和二十七年十月頃、不動産仲介業の免許を受けて、その業務に従事していたところ、第一審原告BBからその新居の買受方を依頼されていた第一審被告CCより右斡旋の申出を受けたので、二十ケ所ばかり案内したが、いずれも第一審原告らの気に入らず、漸く本件土地建物を検分するに及んでその要望するところとなり是非共斡旋されたい旨懇請された。

よつて第一審被告AAは売方に買方のある旨を告げて土地及び建物の権利証の提 示方を求めたけれども、売方では『権利証は後日提出するから、一応買方に会わせ ろ』と言つてやまないので、前記CCとも話合つた末直接売方と買方である第一審原告BB等とを会わせたのである。すると売方では買主があまりにも右物件を買受 けんとする意慾か強かつたのを察知して、『外にも買方があつて、早い者か勝だ』 と言つたものであるから、右BB等は益々焦り気味となり、右物件の権利証などを 見ようともしないで、直ちに買受けることを表明したので、本件売買は急転直下的 に成立するに至ったものである。そして右売買契約書を作成するに際し、AAとしては単に立会人として署名せんとしたところ、BB等買方の方で立会人の意味を解しなかつたので、右契約にもとすき正常の状態で履行されることを条件として軽い意味における保証の趣旨で、署名したに過ぎないのである。なお契約締結の日に第一案被告 審被告AA等立会の下に手付金十万円の授受を了し、右AAは仲介手数料金五千 円の交付を受けたが、その後売方から訴外GGの立退料として金五万円、内入代金 二十二万円を支払われたいとの申出があつたので、その旨をその都度前記CCを通 じてBBに伝ええが、決して慫慂したものでなく、右金五万円の支払についてはた またまAAも居合せていたため立会つたけれども、金二十二万円の授受はCCかこれを為したのであつて、AAとしては全然関与しておらず、従つて少くともこの分についてはその責に任ずべき筋合でない。(二)以上述べた事実関係の如く、第一審原告BB等は遮二無二本件物件を買受けんとする意慾か強かつたので、仲介人たる第一審被告AA等をして右物件の登記関係等を調査せてある。または権利証等を検 分せしめる機会を与えないで、第一審原告等が直接売方であつた訴外FF等と会見 した当日である昭和二十七年十一月十八日、売買契約を締結したのであるから、 の契約を履行し得ざるに至つても、AAとしては何等の過失なく、それは専ら第一 審原告BB等自らが招来したものと謂うべく、従つて、これに基因して生じた損害は自ら負担すべきは当然であり。また第一審被告AAが売買契約書に保証人として署名したのは、正常の状態でなさるべき契約を、売主に履行せしめるという意味で なしたに過ぎないのであつて、訴外FFの身元保証をしたわけでないから、同訴外 人の計画的の詐欺行為によつて生じた損害の填補までも保証したものでないことは 勿論である。仮りに第一審被告AAにおいてその損害賠償の責ありとしても、前記 の如く第一審原告BB等において、AAをして登記関係等を調査せしめる機会を与 えないで、自ら進んで売買契約をしたのであるから、第一審原告BBにも過失があり、この点において過失相殺の抗弁を主張する。」と述べた外は、原判決事実摘示 と同一であるから、これをここに引用する。

当事者双方の証拠の提出、援用、認否は、第一審原告等訴訟代理人において、当審における第一審原告両名の各本人尋問の結果を、第一番被告AA訴訟代理人において、当番における第一審被告AA及び第一番被告CC各本人尋問の結果を援用した外は、原判決事実摘示中該当部分記載のとおりであるから、これをここに引用する。

理 由

第一、(当事者間に争のない事実)

原判決理由(第一)の項に記載する各事実(記録第二六三丁表二行目以下同第二六四丁表一行目まで)は、第一審原告BBと第一審被告AA及び同CC間に争のないところである。ただし右引用にかかる原判決の記載中、(一)第二六三丁表七行目F」と、(二)同第二六三丁裏三行目以下「原告BBは被告両名のすすめにより、昭和二十七年十一月二十八日GGに対する分として代金内金五万円及びHHに対する分として金二十二万円をいずれもFFを通じて支払つたこと」とある部分を「原告BBは被告AAないし同CCの連絡に応じて昭和二十七年十一月二十八円GGに対する代金内金として金五万円及びその翌日HHに対する代金内金として金二十二万円をいずれも同人等の代理人であるというFFに支払つたこと」と訂正するのは、第二人的元金のない事実以外の本件書買契約成立までの経過及びその後の代理人であるというFFに支払ったこと」と訂正するの代の方の表面であるというFFに支払ったことのとの代表の代表の代表の表面に対していままに対しています。

第二、(前示争のない事実以外の本件売買契約成立までの経過及びその後の代金 内払の経緯に関する事実関係と、これを前提とする第一審被告両名の責任)

次に前示当事者間に争のない事実、第一審原告BBと、第一審被告AA、同CC間に成立に争のない甲第一、第五、第六号証、原本の存在及び成立につき前記当事者間に争のない乙第一号証の一ないし四、同第二ないし第四号証の各記載、原審証人II、同JJ、同FF、同KK(第一、二回)の各証言、原審及び当審における第一審原告BB(原審第一、二回)、同DD、第一審被告AA、同CC(原審第一、二回)各本人尋問の結果、並びに弁論の全趣旨を総合すると、次の各事実を認めることができる。

即ち

(一) 本件土地及び建物は前示のとおり、登記簿上はそれぞれHH及びGGの所有名義となつていたが、実質上は前記FFの実兄であり、GGの内縁の夫であるLLの所有に属し、右LLはHH等を介し昭和二十七年九、十月頃代金五十万円を右HHが受け取つたが、同人はこれを他に高がMMに売渡し、代金のうち二十万円を右HHが受け取つたが、同人はこれを他に売却してその代金を以てMMとの売買を解消しようと考え、FFと共に他の売却とであることとし、FFは知合のブローカーNNを通じて、当時不動産仲介上しを物色することとし、FFは知合のブローカーNNを通じて、当時不動産仲介上に参加でいた第一審被告AAを知り買方の斡旋を依頼して近いたが、間もなくLロの計画をでいた。の話集前示の本体建物を他に売却すべきのである)同年十一月初頃FFから、先に手交してあつた本体建物を他に売却すべき何等の権限はなかつたのであるが、仲介人AAにはこのことを秘していた。

(二) 一方第一審被告CCは第一審原告等夫妻とは、同人等が昭和二十七年五月頃隣家に間借していた頃からの知合で、親しく交際して居り、BBは上京後間もない頃であり夫DDは米国人で日本の土地にも不慣れな関係上かねてBBから、自分らだけでは不案内だから住居にするための土地家屋を見付けて貰いたいと頼まれたので、隣人としての好意からこれを快諾し、昭和二十七年十月頃前示不動産の仲介業を営むAAに右の由を告げて、その買受方の仲介斡旋を依頼した。

TACE TO A CE TO A CE

却斡旋を依頼してきた右FF等の言をそのまま軽信し、FFを売主側の代理人として買方に紹介してあつたのに加え、更に進んで契約締結に際しても、前示の如くその確実なることを念を入れて保証したので、買方側もそれ以上調査することもせずこれに信頼して(尤もCCはBB等と共にGG方に至り実地検分をしたり、さきにNNが本件家屋の登記簿を閲覧したときのメモであるというものをNNから見せられ、本件家屋には抵当権が設定されていることを知つていたが、それは代金のうちから支払つて抹消できるから差支えないことを第一審原告等に告げた事実はある)、本件契約を締結したものである。

という事実が認められる。前示引用の各証拠中以上の認定に反する部分は採用し難く、他に右認定を左右するに足る証拠はない。

よつて以上の事実関係を基礎として、第一審被告両名に対する第一審原告BBの 請求の当否について考察する。

(A) 第一審被告AAの責任。

人として紹介し、BB等買主側と本件売買契約を締結せしめ、更にその取引の確実なことを保証し、BBに勧めて前示経過の如き出捐をなさしめたことは、到底仲介業者として前示注意義務を尽したものということはできない。

従つて第一審被告AAは第一審原告BBの蒙つた右出捐金に相当する金三十七万 五千円の損害を賠償する責がある。

- 次に第一審原告BBは、本件売買契約締結に際し、右契約が買主の責に (b) 帰すべからざる事由に因りその目的を達成し得なくなつた場合には、第一審被告A Aにおいて売主とは別に独自の責任において第一審原告BBに対し前示手附金十万 円の倍戻(金二十万円)をなすべき旨特約した旨主張し、同被告に対し更に右特約 を前提として、前示手附金十万円の現実の交付に因る損害と重複しない金十万円の 支払を求めている(第一次の請求として)のであるが、前示第二の(三)の(イ) 末段において認定説示した如く、第一審被告AAにおいて、契約書に「兼保証人」 と附記し、これに署名捺印した趣旨は、売主と買主との間に契約の有効に成立した通常の場合を予想し、右売主の履行を確保するという意味で、前示契約書に記載あ る手附倍戻しの約款その他の条項にもとずく売主等の履行すべき債務について、これが保証の責に任すべきことを約したに止ると解するを相当とすべく、売主の責任如何に拘らずAA独自の責任においてかかる手附倍戻しの特約をしたものと解する ことはできない。してみれば本件売買契約が前示経過の如く関係当事者たるAAや BBの予想に反し、全く訴外FFの計画的詐欺行為に因るもので、契約書の名義上の売主の関知するところでなく従つて契約不履行につき右売主の責任を問うことが できない以上、第一審被告AAとしては、前示(a)の賠償責任の外に右売主の保証人として手附倍戻の約款に基ずく履行の責はないものと謂わねばならない。その 他第一審原告BB主張のような特約を肯諾するに足る確証はないから(この点に関 する第一審原告等の供述は前示認定の経過に照らし採用し難い)、かかる特約の存 在を前提とする第一審原告BBの第一審被告AAに対する右金十万円(遅延損害金 を含めて)の支払を求める部分は理由なく失当として棄却する外はない。
- (C) 第一審被告AAは、第一審原告BBにおいて本件土地建物の買受を熱望し焦慮した結果、仲介人AAに調査の機会を与えないで、自ら進んで契約の締告を与えないであるから、契約が履行し得ざるに至つても、それは専ら第一審原告BBにおいたものであつて、仲介者AAの過失の責に帰せしむべきでおいると解するけれども前示認定の経過に徴すればかかる調査の余裕もなかつたと解するはできず、これがため何等前示仲介業者としての現実の授受には、AAとしてきまた前示BBの出捐中、最後の金二十二万円の現実の授受には、AAとしてまたのであり、買方として売買契約が有効に成立し且つ履行可能と信じたればAAの過失に要なずに至つたのであるから、右二十二万円の損害についても、前示AAの過失に第一審被告AAの過失相殺の抗弁につき審接力を認っています。

にBBにおいて契約の締結を急ぎ仲介者AAに調査の機会を与えなかつたから、この点において過失があるという主張については、前説示にもあるとおり、かかる調 査の機会を与えなかつたという事実を肯認するに足る何等の資料はないしその他本 訴に顕われた一切の証拠を精査するも、第一審原告BB側に過失ありと認むべき事 実の徴すべきものはないから、右過失相殺の抗弁は採用できない。

以上説示のとおりであるから、第一審原告BBの第一審被告AAに対する本訴第一次の請求中前示(a)の金三十七万五千円及びこれに対する本件訴状が同被告に送達せられた日の翌日であること記録上明らかな昭和二十八年三月二十九日以降完 済に至るまで年五分の遅延損害金の支払を求める部分は、正当としてこれを認容す べきも、前示(b)の特約を前提とする爾余の請求(金十万円及びこれに対する遅 延損害金)は失当としてこれを棄却すべきものである。 (なお同被告に対し金二十 万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める予備的請求は前示(a)の損害賠 償の請求が認容せられない場合を前提として、前示(b)の特約に基ずいてなすも のであるが、その理由のないこと前説示に照らして明らかであるから、改めて判断 を附加する要を見ない。)

(B)第一審被告CCの責任(ただし後記第三に関する部分を除く。) 第一審原告BBと第一審被告CCとの関係については前掲第二の(二)に説示し たとおりであつてBBの方では不案内でもあり、CC夫妻を頼りにし、住宅を購入したいから、適当な所を探して貰いたいということから端を発し、CCも隣人とし ての好意から助力することとなり、不動産仲介業を営むAAに仲介斡旋を依頼したのを始めとし、前示第二の(二)ないし(五)に諸々説示する如く、本件取引につ いての折衝や契約の締結、内金の授受に介入した事跡はあるが、別に報酬を貰つたわけでなく、隣人としての好意に基ずく助力の程度を出でず、包括的にも個別的事 項についても、第一審原告BB主張のような委任関係の成立を肯定することは、こ の点に関する原審及び当審における第一審原告両名本人の供述だけでは前示認定の 諸般の経緯に照らして躊躇せざるを得ない。尤も本件契約の締結に際しCCは買主 側の代理人としてこれに関与はしているが、右はBB夫妻本人が同席しているもの の、後日の契約履行に関し交渉上有利便宜と考えて、両者話合の上、CCが買主の 代理人として契約書に連署したものであることが、前示認定のいろいろのいきさつ ればれていて大い音に使有したものでいることで、 や、原審及び当審におけるCC本人尋問の結果に徴し窺い得る。また、たとい右代 理権授与の事実や移転の当日CCがBBより権利証と引換に金二十二万円を売主側 に手交すべく託された事実を以て両者間に委任または準委任の関係が認められると しても、CCが専ら仲介業者たるAAを信頼して特別の調査をしなかつたからこい つて、過失あるものと謂い得ないことは、前に説示したと同じであり、金二十二万 円を権利証と引換にあらずして詐取された点については、前示第二の(五)前段に 説示するとおりのそのときその場所における諸々の情況に照して考えると、当初か ら何等疑念を抱いていなかつたCCとしては、FFやNN等の計画的行動に幻惑されてかかる失策を演じたことも強ち無理からぬことで、言わば不測の災厄にかかつ たとでもいうべく、事後に及んで冷静に顧みると聊か軽卒の譏りを免れないが、 れを以て直ちにその過失に帰せしめ賠償の責を負わしめることは、苛酷に失すると 断ぜざるを得ない。

右に説示する如くCCの前示行為が、委託関係を前提としても法律上要求せられ る善良なる管理者としての注意義務の懈怠を肯定できないものである以上、他面一 般の故意過失を要件とする不法行為を構成するとか、事務管理者としての義務違背 になるとかいう第一審原告BBの主張の理由のないこと、多言を要しないところで

よつて第一審被告CCに対し、右各主張を前提とし本件売買契約に関し第一審原 告BBの出捐した計金三十七万五千円に相当する損害の賠償(遅延損害金を含む) を求める部分の同原告の請求は失当として棄却を免れない。

(第一審原告 B B 並びに同 D D の第一審被告 C C に対する各慰藉料の請 求)

この請求の当否を判断する前提として原判決の認定した諸般の事実(記録第二七 二丁表三行目から同第二七五丁表三行目まで)を当裁判所の認定としてここに引用 し、右事実となお当番における第一審原告両名各本人尋問の結果を斟酌して考える ときは、右引用にかかる原判決の説示にもあるとおり、前示CCのBBに対する暴 行は、BBが前示詐欺被害によつて悲歎に暮れている直後になされたものであり、 右詐欺被害によるCCの法律上の賠償責任の有無は兎も角、CCはこの点につきB Bを宥めて陳謝の意を表明することすらなさず、却つて前示暴行に及んだものであ ること並びにその後調停期日における暴言の如きも、故意に自己の非に目を掩うて相手方等の名誉を傷つけんとする意図に出でたことを推知するに足りるから、前示暴行による傷害が比較的軽微であり、且つBBのCCに対する責任の追求が或る度執拗であつた点を考慮に入れても、第一審原告BBはもとよりその夫である第一審原告DDも亦各その因つて受けた精神上の苦痛は、けだし少からぎるものであったと認むべく、第一審被告CCとしては右原告両名のこの精神的苦痛を慰藉するに十分な賠償をする義務あること当然である。しかしてその額について前示引用のより、第一審被告CCとしては右原告面名のこの精神的苦痛を慰藉用のに対ける問題を表現してあると記述に名誉侵害に因る精神的苦痛に対する慰藉料としては、前示暴行による傷害並びに名誉侵害に因る精神的苦痛に対する慰藉料として第一審原告BBに対し、金一万五千円、第一審原告DDに対し金一万円を支払うことが相当であると認められる。

従つて前示不法行為を原因として第一審原告両名の第一審被告CCに対する慰藉料の各請求は、第一審原告BBについては右金一万五千円、第一審原告DDについては右金一万円並びに右各金額に対する本件訴状送達の翌日であること記録上明らかな昭和二十八年三月二十九日以降完済まで年五分の率による遅延損害金の支払を求める部分に限り正当としてこれを認容すべきも、その余の部分の各請求は失当としていずれも棄却すべきものである(右慰藉料の外に第一審原告BBの第一審被告CCに対する金三十七万五千円の損害賠償(遅延損害金を含む)を求める請求については、さきに第二の(B)において判断したとおりである。

第四、(結論)

以上説示のとおりであるから第一審被告CCの本件控訴は理由なく、第一審原告両名及び第一審被告AAの各本件控訴は一部理由あるも、結局、原判決を主文第二項以下(一、の(一)以下)表示の如く変更すべきものとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九十六条、第八十九条、第九十二条、第九十三条、仮執行の宣言につき、同法第九十六条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長判事 斎藤直一 判事 内海十楼 判事 坂本謁夫)